

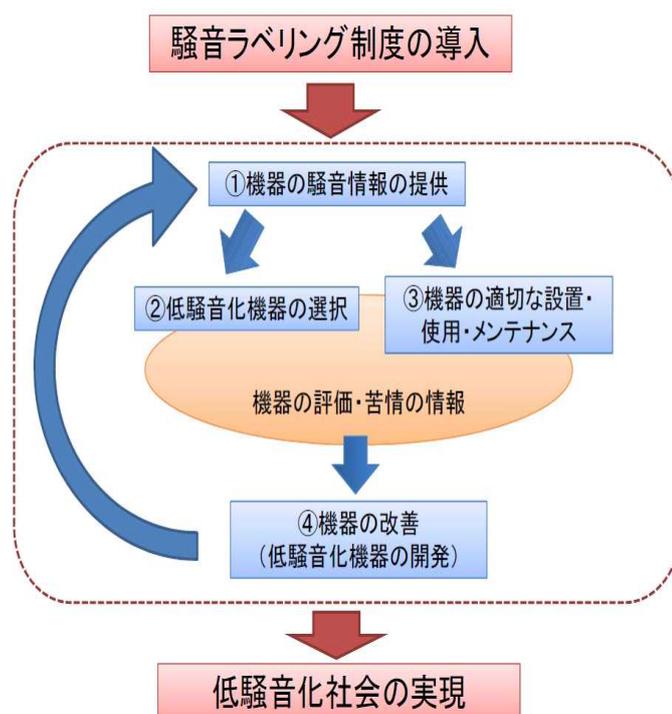
騒音ラベリング制度導入マニュアル(案)について

1 経緯

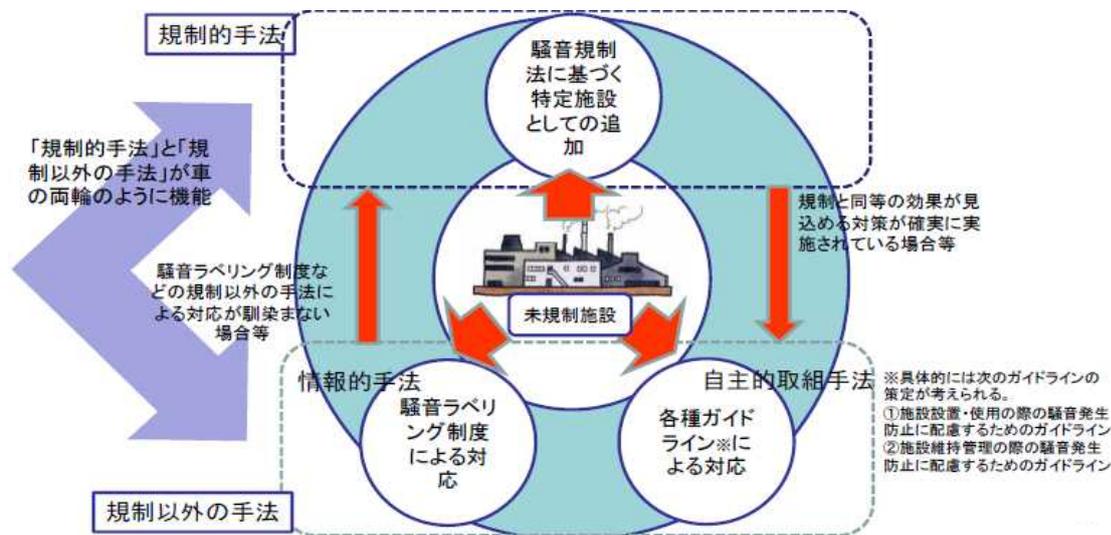
- ◇ 平成8年7月、中環審に「騒音規制法の規制対象施設の在り方について」諮問し、平成8年11月の中間答申で、切断機を規制対象施設として追加することが適当とされたが、「ボイラ、冷凍機、冷却塔については、規制対象施設への追加を含む対策の在り方について更に検討を行う必要がある」とされた。
- ◇ 平成21年3月及び5月の中環審 騒音未規制施設専門委員会で、ボイラ、冷凍機、冷却塔等について、特定施設としての規制や、騒音ラベリング制度等の規制以外の手法など、施設の対策・低騒音化に向けた今後の在り方について幅広く検討。
- ◇ 平成21年6月の中環審 第二次答申で、「今後の工場・事業場における騒音対策の推進に当たっては、従前からの規制的手法とともに、情報的手法としての「騒音ラベリング制度」や自主的取組手法である「各種ガイドライン」等の規制以外の手法について検討することが適当である」とされた。
- ◇ 環境省請負業務において、平成21年度は、騒音ラベリングの先行事例として冷却塔について調査を実施。また、平成22年度は、冷凍機を事例としたケーススタディを行い、騒音ラベリング制度の試案作成や、機器設置・管理のガイドラインの併用を含む効果的な仕組みについて検討。(検討委員会：岩瀬委員長ほか委員7名)
- ◇ 平成23年度は、これまでの検討結果や業界団体へのヒアリング結果を踏まえて、「騒音ラベリング制度導入マニュアル(案)」を作成。(検討委員会：岩瀬委員長ほか委員6名)

2 騒音ラベリング制度について

騒音ラベリング制度とは、業界団体等が主体となって行う自主的な取組として、機器から発生する騒音の情報をラベル等の形で開示することを通して、低騒音化機器の普及を誘導し、低騒音化社会の実現を目指す仕組み・制度である。



なお、平成 21 年 6 月の中環審 第二次答申においては、「騒音ラベリング制度等の実施に当たっては、その効果等を踏まえ、将来的には規制的手法と騒音ラベリング制度等との比較考量を十分行い、施設ごとに対応の在り方を検討する必要がある」とされている。



中央環境審議会騒音振動部会（第 7 回）参考資料 4 より抜粋

3 今回作成した「騒音ラベリング制度導入マニュアル(案)」について

当マニュアル(案)は、騒音発生源となる機器に関するそれぞれの業界団体に対し、騒音ラベリング制度の導入、実施の取組を促進するための普遍的な内容としている。

- 《主な内容》
- ①騒音ラベリング制度の目的、導入意義等
 - ②騒音ラベルの作成手順（機器の騒音測定、提供する情報、表示方法等）
 - ③機器の使用・管理・メンテナンスのガイドラインの考え方

4 今後の取組について

今後の騒音行政においては、騒音規制法等に基づく規制的手法と、騒音ラベリング制度をはじめとする情報的手法を組み合わせた施策を実施する。

平成 24 年度は、本マニュアル(案)についての周知に努め、ボイラ等の業界団体には、本マニュアル(案)を参考に、制度の導入に向けた具体的な制度設計について検討を求める。さらに、こうした取組を通じて、マニュアル(案)の内容を深めていきたい。

また、騒音ラベリング制度は、表示された情報をユーザー等がしっかりと受け止め、活用しないと十分に機能しないため、関係省庁等とも連携して、業界団体等に積極的な導入と適切な運用を働きかける一方、開示された騒音情報がユーザー等において適切に入手・活用され、メーカー等にフィードバックされること等により、低騒音化機器の開発・普及につながるような取組についても検討していく。

※ 騒音ラベリング制度導入マニュアル(案)は、以下の URL よりダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/air/noise/labeling.html>（4 月 24 日 掲載予定）